

千葉県立保健医療大学に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

平成元年四月一日

訓令第四号

(趣旨)

第一条 この訓令は、千葉県立保健医療大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休憩時間（以下「勤務時間等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第二条 職員の勤務時間は、一日七時間四十五分とし、かつ、一週間につき三十八時間四十五分とする。

(休憩時間)

第三条 職員の休憩時間は、午後零時から午後一時までとする。

2 一日の勤務時間が六時間を超え八時間以下の場合において、別に定めるところにより職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人事委員会規則第二号）第四条第三項各号に掲げる場合に該当する職員から申出があり、かつ、千葉県立保健医療大学の長（以下「学長」という。）が公務の運営に支障がないと認めるときの当該職員の休憩時間は、前項の規定にかかわらず、午後零時から午後零時四十五分までとする。

(勤務時間等の割り振り)

第四条 勤務時間等の割り振りは、学長が業務の状況に応じて月ごとに定め、あらかじめ職員に示すものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成元年四月二日から施行する。

(衛生短期大学に勤務する教員の休憩時間に関する規程の廃止)

2 衛生短期大学に勤務する教員の休憩時間に関する規程（昭和五十六年千葉県訓令第三号）は、廃止する。

附 則（平成四年七月三十一日訓令第三十一号）

この訓令は、平成四年八月一日から施行する。

附 則（平成十七年四月一日訓令第十五号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成十九年三月三十日訓令第十九号）

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日訓令第一号）

この訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月三十一日訓令第二十五号）

この訓令は、平成二十一年九月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日訓令第七号）

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。